

大隅国建部氏系図考証(1)

日隈正守

The study on Takebe's family tree in Osumi province (1)

Masamori HINOKUMA

はじめに

建部氏は、平安後期以降大隅国杵寝院南俣を領有した在地領主である。建部氏については、大隅国内における有力な領主である事、多くの文書が相伝されている事等により⁽¹⁾、領主制の面を中心に一定の研究が蓄積されてきた⁽²⁾。建部氏については、府領領主として大宰府、一宮半不輪領領主として国衙・一宮（大隅正八幡宮）との関係を踏まえて分析する必要があるし、領主支配の面では非農業生産物取引や水上交易も含めた形で考察していかなければならない⁽³⁾。さて建部氏を研究する上での問題点の一つは、平安期から鎌倉初期における建部氏に関して、信頼し得る系図がない事である。建部氏の系図としては、杵寝氏系統では「平氏禰寝家系図」⁽⁴⁾、佐多氏系統では「小松家系図」があるが⁽⁵⁾、各々文書と比較検討する必要がある。故に本稿では建部氏研究の基礎作業として、文書から建部氏系図を復元し、考察を加える事にする。私は以前建部氏の一系統である佐多氏の系図を文書から復元して検討した際、平安後期の建部氏系図を復現する作業をした事がある⁽⁶⁾。従って本稿は、前稿と一部重複する所がある。しかし今回は重複の煩を厭わず、平安後期から鎌倉初期における建部氏の系図を復元し、考察していく。

一、建部氏系図の復元

本章では、平安後期から鎌倉初期における建部氏系図を文書から復現していく。

建部氏に関する最古の文書は、保安二年正月十日付権大掾建部親助解状である⁽⁷⁾。本解状には、「権大掾建部親助解 申請 国裁事、(中略)右、謹検案内、件南俣先祖相傳之所領也、而父頼親宿祢、以去天永三年四月十八日死去之後、親助為嫡男、請繼令領掌之間、(中略)沽渡於伯父掾頼清畢、」と記載されている。この記載から、建部氏の姓は宿祢である事、建部親助は保安二年(1121)正月十日の時点で権大掾である事、親助は頼親の嫡男である事、親助は先祖相傳の所領である杵寝院南俣を父頼親から天永三年(1112)に継承した事、その後親助は杵寝院南俣を伯父頼清に沽却した事、親助の伯父頼清は保安二年の時点で掾である事が解る。親助の権大掾職については、久安三年七月十五日付前掾建部親助解状の「前掾建部宿祢親助」の記載から⁽⁸⁾、久安三年(1147)七月十

五日以前に権大掾職を退任している事が解る。

頼清の掾職については、保安二年十月十一日付大隅国司庁宣に「権大掾建部頼清」と記載されている事から⁽⁹⁾、権大掾職である事が解る。建部親助・頼清の権大掾職は、建部氏が大隅国内の領主であり、大隅国衙との関係を示す文書に記載されている事から判断すると、大隅国衙の所職であると考えられる。

建部親助・頼清と、大隅国一宮である大隅正八幡宮との関係については、保安二年六月十一日付大隅正八幡宮政所下文が拠となる⁽¹⁰⁾。本下文に「貫首親助」、「伯父御馬所檢校頼清」という記載がある。この事から、親助・頼清は大隅正八幡宮の貫首・御馬所檢校である事が解る⁽¹¹⁾。親助・頼清は、国衙の在庁官人であるとともに一宮の神官を兼任していた。また政所下文が発給されている事から、保安二年の時点で祢寝院南俣は大隅正八幡宮の宮領化している事が窺える。

親助には、妹がいた。前述保安二年正月十日付権大掾建部親助解状に、「権大掾建部親助解 申請 国裁事、言上薩摩国住人平行道、依為妹夫、祢寝院南俣令讓渡由無実子細状、」と記載されていて、親助の妹の夫が薩摩国の在地領主平行道である事が解る。親助の妹については、前述久安三年七月十五日付前掾建部宿祢親助解状の事書に、「前掾建部宿祢親助謹言、言上、祢寝院司清貞訴申、為薩摩国所部頼娃郡住人忠家等、号母領、以去六月卅日令押入事、事實書の中に「(前略) 雖頼親之娘、不預處分、何況号其子、忠家等之妨非道也」という記載があり、親助の妹と平行道との間の子が忠家であると考えられる。忠家は薩摩国頼娃郡住人であるので、忠家の父行道の本拠地も頼娃郡であったと想定される⁽¹²⁾。

親助の子と推定されるのは、親清である。親清については、建部清忠解状断簡に記載があり⁽¹³⁾、十二世紀後期の内乱期に一族の建部清房と共に平氏側として行動した形跡がある。親清の子孫が建部姓佐多氏である⁽¹⁴⁾。

頼清の所領としては、甥親助から買得した祢寝院南俣の他に、天養二年四月廿日付前掾建部頼高置文に記された「小川院殿菌、東菌」がある⁽¹⁵⁾。

頼清の子については、前述建部清忠解状断簡の「頼清頼高」の記載から、頼清の子が清貞である事が解る。頼清と清貞との関係及び清貞の兄弟については、前述天養二年四月廿日付前掾建部頼高置文の事実書の「右、父寂禪存生時於祢寝院頼源菌、限四至雖与頼高、小川院殿菌、東菌適子清貞所分也、雖末兄弟互和融、件祢寝院頼源菌所分文適子清貞所渡也、仍小川院東菌頼高可所領状如件、」という記載が参考になる。この記載から、清貞の兄弟が頼高である事、清貞・頼高兄弟の父頼清の法名が寂禪である事、清貞が頼清の嫡子である事、頼清から嫡子清貞へ小川院殿菌、東菌が、頼高へ祢寝院頼源菌が譲与された事、天養二年(1145)四月廿日に清貞と頼高との間で小川院東菌と祢寝院頼源菌とが相博された事が解る。

清貞は、天養二年三月十二日付前掾建部清貞処分状の事書部分に「前掾建部清貞」と記載されていて⁽¹⁶⁾、天養二年(1145)三月十二日以前の時点で建部清貞は掾職を辞任している事が確認される。清貞の掾職在任時期についての史料として、天承二年四月廿五日付大隅国司解がある⁽¹⁷⁾。本解に、

「正六位上行大掾達部清貞」が署判している。建部氏の起源が宮城の東中門である建部（達部）門を警備した負名の氏であると考えれば⁽¹⁸⁾，建部と達部とは同じであり，達部清貞は建部清貞と同一人物と考えて差支えないと考えられる。故に建部清貞の掾職は大掾職である事，清貞の大掾職在任時期は天養二年前後である事，清貞が正六位上の位を有している事が明らかとなった。天承元年九月十七日付八幡正宮執印僧行賢寄進状写⁽¹⁹⁾の国衙関係署判者の中の「権大掾建部」は，清貞である可能性が強いと思う。また清貞は，承元四年五月 日付大隅国在庁官人解状の事実書の中に「故税所清貞」と記載されている⁽²⁰⁾。この記載から，清貞が国衙の税所職に補任されている事が解る。清貞が税所職に補任されていた時期は不詳であるが，長承四年以前ではないかと推定される⁽²¹⁾。また前述久安三年七月十五日付前掾建部宿祢親助解状の事書の「祢寝院司清貞」の記載から，清貞が祢寝院司である事が解る。ここに記載されている祢寝院司は，祢寝院南俣と同院北俣とを併せて領有する官職であると考えられる⁽²²⁾。

清貞の所領として，前述天養二年三月十二日付前掾建部清貞処分状に記載された「祢寝南俣内，作志木，志天利，」と「桑西郷内皆尾村」がある。また久安四年五月九日付前掾建部清貞讓状に記載された「桑東郷内永谷村」⁽²³⁾，前述承元四年五月 日付大隅国在庁官人解状の事実書に記載された「(桑) 東郷武安名」⁽²⁴⁾，「祢寝南俣内山本村」がある。更に天養二年四月廿日付前掾建部頼高置文によれば，前述の通り清貞は父頼清から小川院殿園，東園を譲与され，天養二年四月二十日に清貞と弟頼高との間で小川院東園と祢寝院頼源園とが相博されている。史料上確認される清貞の所領を院郷別に整理すると，祢寝院南俣内の作志木・志天利・山本村，祢寝院内頼源園⁽²⁵⁾，桑西郷皆尾村，桑東郷永谷村・武安名，小川院殿園・東園となる。建部氏の所領が祢寝院南俣以外に拡大している事は注目される。

清貞の妻については，前述久安四年五月九日付前掾建部清貞解状の「財田得富謹言，讓渡進田畠地壺處事，在桑東郷内永谷村者，於四至者，在本公驗，右件田畠地，限永年，干檜前太子所讓渡如件，乍云夫妻，内々有恩之故，彼田畠地永所讓渡如件」の記載が参考になる。この記載から，清貞の妻が檜前太子（長女）である事，清貞が妻に桑東郷永谷村を譲与している事が解る。檜前太子については，「税所氏系図」では該当者が見当たらないが⁽²⁶⁾，世代的には篤房の父篤近の姉妹に当ると考えられる。

清貞の諸子について，次に考察する。前述建部清忠解状断簡に，「清貞讀變」，「清房讀」と記載されている。この記載から，清貞は清忠の曾祖父，清房は清忠の祖父である事が解る。この曾祖父・祖父が清忠の父方の血縁関係を示しているならば，清貞と清房とは父子関係になる。同解状断簡中の「頼一讀字有變」，「頼清讀島裕父」という記載を見ると，頼親が清貞の「伯父」，頼清が近（親）助の「伯父」と呼ばれている。頼親が清貞の父方の伯父であり，頼清が近（親）助の父方の伯父である事は，本章の今までの建部氏の一族関係から明らかである。故に本解状断簡において，「伯父」という用例は父方の伯父に対して使用されている事が解る。この事を踏まえると，本解状断簡中の「曾祖父」・「祖父」の用例は父方の血縁関係を示していると想定され，清忠の「曾祖父」である清貞と清忠の

「祖父」である清房との間に父子関係が成り立つと考えられる。故に清貞の子として清房の存在が確認されると思う⁽²⁷⁾。

清房については、前述建部清忠解状断簡に「在廳清房」と記載され、在庁官人であった事が解る。国衙において補任されている具体的官職名は詳らかではないが、父清貞が(権)大掾職、税所職であった事、清貞から清房に至る時期に建部氏の国衙における勢力後退の可能性を示す史料は現段階において見出せない事等を併せ考えると、清房の「在庁」の具体的な官職は権大掾職や税所職である可能性が強いと考えられる。清房の所領については、本解状断簡から祢寝院南俣を領有していた事が想定されるが、姻族の藤原氏と所領争いをしている。

清房の兄弟に関する史料として、前述承元四年五月 日付大隅国在庁官人解状がある。同解の事実書の一節に「親父故清貞存生之時、子息男女并妻女処分之内、東郷武安名心妙得分也、又清貞妻女得分永谷村許也、爰尼西念得分祢寝南俣内山本村名田也、」と記載されている。この記載から、清貞の女として心妙と西念がいた事、清貞は、所領配分時に、妻に永谷村、心妙に(桑)東郷武安名、西念に祢寝院南俣内山本村を譲与した事が解る。本解の事実書の冒頭部分の「請被殊任尼心妙解状旨、為同妹尼西念、不帯指証文、成非論由子細状、」の記載から、心妙が姉で西念が妹である事が解る。

まず姉の心妙について考察していく。前記の様に心妙は、父清貞から桑東郷武安名を譲与された。前述承元四年五月 日付大隅国在庁官人解状の事実書の一節に「件注文内、古川田并次上判官代田、彼母堂所領由注申条謀略也、親父故税所清貞存生時、心妙得分譲状明白也、」という記載がある。この記載から、古川田・次上判官代田は父清貞から心妙に譲与された所領である事が判明する。文永十一年九月 日付佐汰宗親跡所領注文案によれば⁽²⁸⁾、次上判官代田は詳らかではないが、古川田は桑東郷武安名田地の記載の中に「古河田伍段」があり、古川田は「古河田伍段」に該当すると考えられる。心妙が清貞から武安名を譲与された事と、承元四年(1210)に心妙が武安名内の古川田の領有権を相論で主張している事、本解状によれば、心妙は古川田以外の武安名を領有している可能性が想定される事より、心妙は承元四年の時点において武安名を領有していたと考えられる。

武安名は、大隅国建久岡田帳にも記載されている⁽²⁹⁾。関係文を示す。

「桑東郷百八十九丁四段大

(中略)

国領

公田十五丁五段丁別廿疋

武安六丁

宗新大夫建部高所知」

(字カ)

岡田帳では、武安名主として建部高知の名が記載されている。しかし前述の様に武安名は、当該期心妙が領有していたと考えられる。心妙と建部高知との関係をどのように考えるべきであろうか。ここで想起されるのは、在地領主の場合も、夫が妻の財産を領有する夫婦同財の原理が機能する場

合があるという先学の指摘である⁽³⁰⁾。夫婦同財の原理がこの場合機能していたと考えれば、心妙の所領である武安名を、建部高清は夫として領有していたと考える事ができる。現時点では、建部高清は心妙の夫であると考えておきたい。

心妙の所領としては、他に母檜前太子の遺領である桑東郷内永谷村がある。前記承元四年五月日付大隅国在庁官人解状の中に、永谷村について「心妙者、自母堂存生之時、請状領掌地也、」と記載されている。この承元四年(1210)は、同解によると「経彼母死去三十余年後、」にあたり、この時点で心妙が永谷村を三十年以上領有していた事が解る。

次に妹の西念について考察していく。前記の様に西念は、父清貞から祢寝院南俣内山本村を譲与されている。西念については、前記承元四年五月日付大隅国在庁官人解状の事実書の一節に「乍為女身、以夫高平被南俣押領之事、遠近普通無隱事也、」と記載により、夫が高平である事、高平の祢寝院南俣の領有権を巡る相論の契機は西念にある事が解る。この高平は、前述建部清忠解状断簡の中では「藤原高平」と記載されている。藤原高平は、菱刈郡を根拠地とする荘官系在地領主で、系譜的には後の菱刈氏とも血縁関係にある⁽³¹⁾。

清貞の他の諸子については、前述建部清忠解状断簡に「高平光基妹夫也
清貴妻云々」、 「高平光忠妹夫
光能之妻」(重力)の記載がある。この記載から、高平妻の西念の上に兄弟(乃至は姉妹)がいる事が解る。光基・光忠は法名と想定され、両者が男子か女子か、又は同一人物か他人か、光基・光忠と清房との関係はどうか等は詳らかではない。現段階では、光基・光忠に関する史料は他にないので、取りあえず光基・光忠は心妙と西念との間に配置しておく。

清房の子に関しては、前記建部清忠解状断簡の「清房體」の記載と、建保二年六月十五日付正八幡宮神官所司等解状⁽³²⁾の「清忠親父清重入道」の記載とが参考になる。両方の記載を照合すると、清忠の祖父が清房、清忠の父が清重になる。前記の様に建部清忠解状断簡の「祖父」は、父方の祖父と考えてよいと想定されるので、清房と清重との間に父子関係が成り立つと判断される。故に清房の子は、清重であると考えられる。

清重については、建久凶田帳の祢寝院南俣の記載が参考になる。関係部分を示す。

「祢寝南俣四十丁

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

郡本三十丁丁別廿疋 元建部清重所知

賜大将殿御下文菱刈六郎重俊知行之、但去文治五年以後、号府別府、以多丁弁四

百疋之外、不弁社家年貢、不随国務、任自由、知行之、」

凶田帳の記載から、祢寝院南俣郡本は、建部清重が一旦領有していたが、菱刈重俊が大将殿(源頼朝)の下文を賜い知行している事が解る。菱刈重俊が祢寝院南俣郡本を領有した時期は、凶田帳の記載からは文治五年(1189)以前である事が解る。前述建部清忠解状断簡の中には、藤原重弘・重信に対して祢寝院南俣の領有を認めた元暦二年五月日付鎮西守護人千葉介(千葉常胤)外題や同年六月五日付大宰府下文が含まれている。菱刈重俊と藤原重弘・重信との関係は今後検討すべき

であるが⁽³³⁾、建部清重が祢寝院南俣の領有権を鎌倉幕府から没収されたのは元暦二年(1185)であると考えられる。

清重は、祢寝院南俣の領有権を回復するために、大隅国一宮である正八幡宮の支援を受け幕府に提訴した。そして相論が継続する中で、建部清重が祢寝院南俣の領有権を回復した時期は、現段階においては一応建仁三年(1203)と考えておく事にする⁽³⁴⁾。なお清重の法名は、建仁三年八月日付大隅国司庁宣⁽³⁵⁾等の文書から行西である事が判明する。

清貞の子孫について、清貞の孫清重の代迄考察した。次には清貞の弟頼高について、検討する。頼高に関する史料としては、前述天養二年四月廿日付前掾建部頼高置文がある。本置文の中の「前掾建部頼高」の記載から、頼高は天養二年以前に掾職に補任され辞任していた事が解る。頼高の所領に関しては、本置文の前記引用部分に、頼清から頼高に祢寝院内頼源菌が譲与された事、天養二年(1145)四月廿日に頼高は兄清貞に祢寝院内頼源菌を渡し、その代替に清貞から小川院東菌を譲渡された事が記載されている。故に頼高は、天養二年以前は祢寝院内頼源菌を、天養二年以後は小川院東菌を領有していたのである。頼高の他の所領は不詳である。

頼高の子は、史料的には不詳である。しかし尼心妙の夫と想定され、図田帳によれば桑東郷武安名主及び祢寝院南俣内佐汰十丁の領主であり通称が新大夫である建部高清は、頼高と「高」の字を共有している。従来高清は親清と同一人物であると考えられてきたが、その根拠は無く、名前の構造で見れば、むしろ高清は頼高の子息であると推定される⁽³⁶⁾。

以上平安後期から鎌倉初期に至るまで、「祢寝文書」を中心に祢寝関係文書を使用し、建部一族の人物関係・官職・所領について考察してみた。今まで考察した結果を系図化したものが以下に掲げる建部氏系図である。各々人名の下に、官職や所領、姻戚関係等を該当時期と根拠となる史料を略号で示した。なお父子関係が確定または確定に近い推定部分は実線、推定の域を出ない部分は破線で示した。

建部氏系図



